様式第2号(第4条関係)

第　　号

　　　年　　月　　日

　様

　相馬地方広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　印

保有個人情報開示決定通知書

　　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1　開示する保有個人情報 (　全部開示　・　部分開示　)

|  |
| --- |
|  |

2　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

* この決定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、企業長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として(相馬地方広域水道企業団を代表する者は企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この採決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この裁決の日の翌日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

4　開示の実施の方法等 (裏面の説明事項をお読みください。)

（1）　開示の実施の方法等

（2）　相馬地方広域水道企業団における開示を実施することができる日時及び場所

　　　期間：　月　日から　月　日まで (土・日曜、祝祭日を除く。)

　　　時間：

　　　場所：

　　　費用負担の概算額：

（3）　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

(説明)

1　「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した

「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

　開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

　相馬地方広域水道企業団における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「相馬地方広域水道企業団における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した所属まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の３日前(土日・祝日は除く)には当方に届くように提出願います。

　また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2　決定に対する審査請求等

　決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2　不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3　開示の実施について

1. 相馬地方広域水道企業団における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、来庁される際に、この通知書をお持ちください。
2. 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4　本件連絡先

　開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した所属までお問合せください。